

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の 成果の成績評価に係る法令改正について

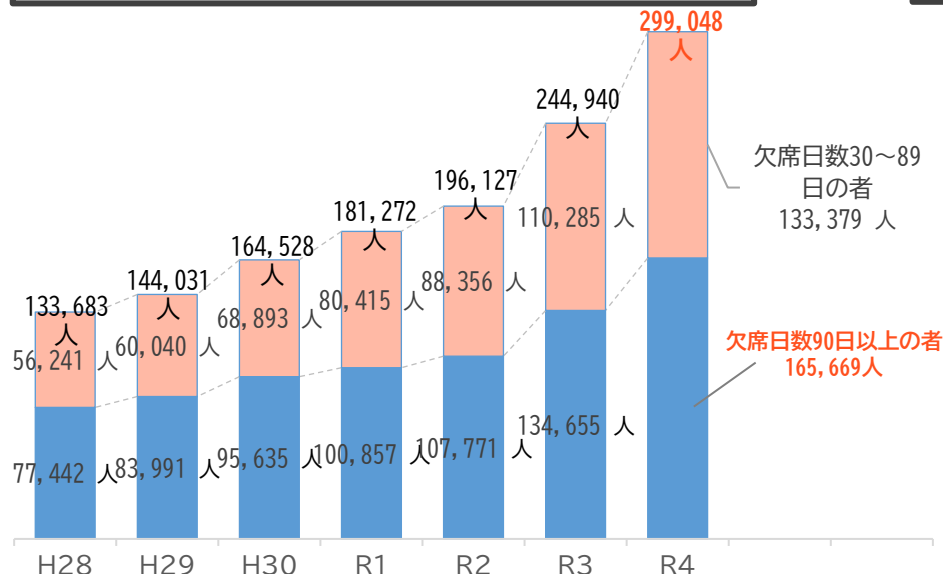
令和6年8月9日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

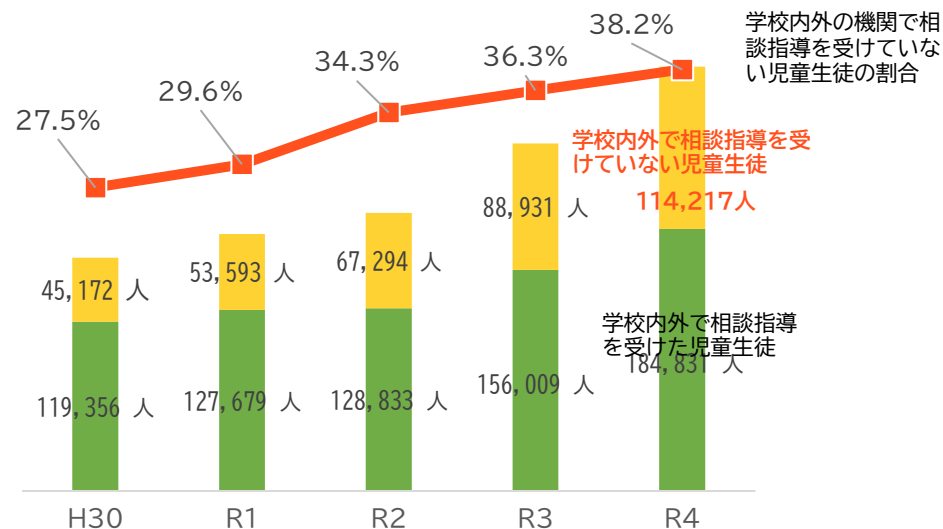
不登校の状況①

- ・不登校児童生徒数は**過去最多**を記録(約36万人)
- ・そのうち、小・中学校における不登校児童生徒数は約29万9千人(**過去最多**)
- ・小・中学校における不登校児童生徒のうち、**90日以上欠席**している児童生徒数、**学校内外で相談・指導等を受けていない**児童生徒数も**過去最多**(それぞれ約16万6千人、約11万4千人)

小・中学校における不登校児童生徒数と
うち90日以上欠席している人数の推移



小・中学校における不登校児童生徒のうち、
学校内外で相談・指導等を受けていない児童生徒数・割合の推移

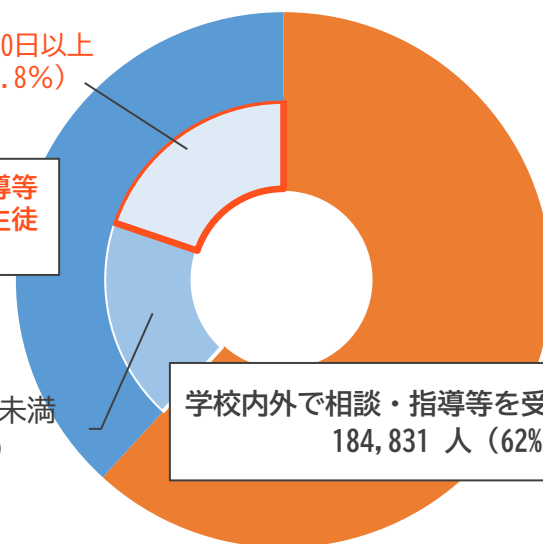


学校内外で相談・指導等を受けていない児童生徒数のうち、
欠席日数が90日以上の子の児童生徒数・割合

学校内外で相談・指導等
を受けていない児童生徒
114,217人 (38%)

うち欠席日数90日未満
54,985人 (18%)

学校内外で相談・指導等を受けた児童生徒
184,831人 (62%)

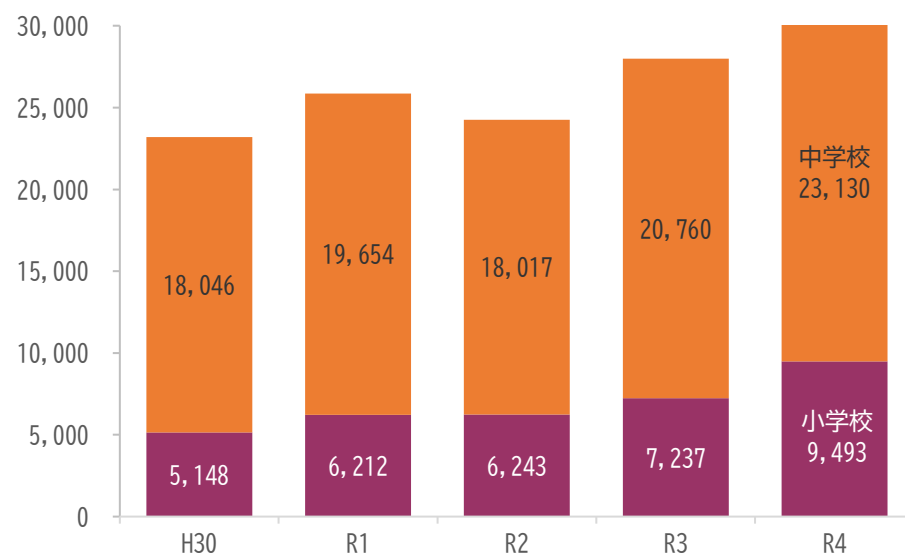


不登校の状況②

- 学校外の機関等で相談・指導を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数は、32,623人。
- 不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数は10,409人。

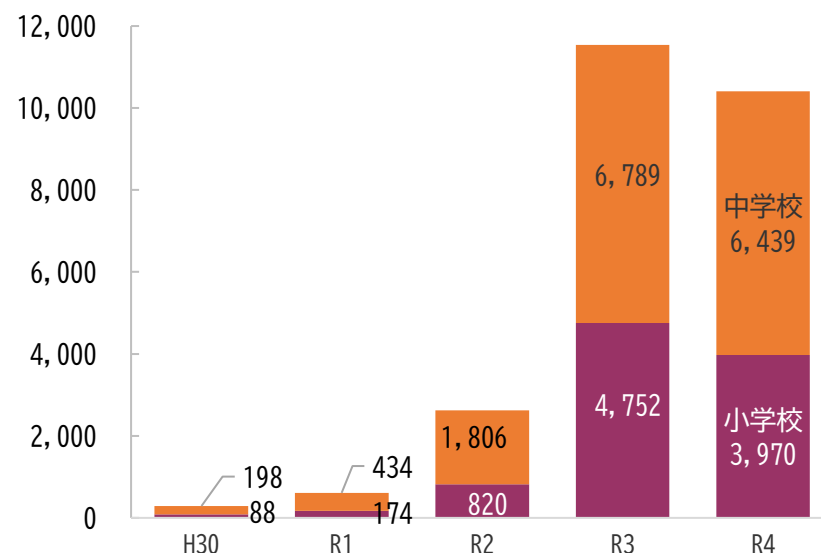
■ 学校外の機関等で相談・指導を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数

(人)



■ 自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

(人)



※ 学校外の機関等で相談・指導を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒と自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒は重複もあり得る。

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

元文科初第 698 号
令和元年10月25日

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

※Comfortable, Customized
and Optimized Locations of
learning

- 小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。

⇒不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

- 今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

主な取組

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

- 不登校特例校の設置促進（早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称）。⇒「学びの多様化学校」に改称（令和5年8月31日）

- 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）

- 教育支援センターの機能強化（業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究）

- 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障（不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に）

- 多様な学びの場、居場所の確保（こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）

実効性を高める取組

- エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施（一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握）

- 学校における働き方改革の推進 ○ 文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進（健康観察にICT活用）
- 「チーム学校」による早期支援（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化）
- 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援（相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援）

3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 学校の風土を「見える化」（風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示）
- 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）
- いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 快適で温かみのある学校環境整備
- 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について（案）

法令改正の趣旨

- 学校に通うことができなくとも、教育支援センターや民間団体等の学校外の機関や自宅等で学習を続けている不登校児童生徒の努力を評価し、社会的自立を後押しすることは重要であり、これまでも、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月初等中等教育局長通知）において、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、不登校児童生徒が学校外の機関や自宅等で行う学習の成果を成績に反映できることとしてきた。
- 近年の不登校児童生徒の急増を受け、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）において教育支援センターや自宅等での学習が成績に反映されるようにすることが明記され、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）においても、教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置を行うこととされていることを踏まえ、不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進し、誰一人取り残されない学びの充実を一層推進するため、令和元年の通知の内容を法令上明確化するもの。

法令改正の概要（令和6年8月に施行予定）

学校教育法施行規則の一部改正

義務教育段階の不登校児童生徒について成績評価を行うにあたっては、文部科学大臣が定める要件の下で、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができることを法令上に規定

文部科学大臣が定める要件

- 01 学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在学する学校の教育課程に照らし適切と認められること。

- 02 学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。

- 03 学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。



取組例

- 1人1台端末を活用して、教育支援センター等から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映
- 学校から届いたプリントや実技教科の作成キット等を自宅や教育支援センターで学習し、その成果を成績に反映
- フリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映
- 民間のeラーニング教材を活用して学習を行っている不登校児童生徒について、教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有することで、その学習成果を成績に反映



1. 令和元年10月25日付け通知について

不登校児童生徒への支援に対する文部科学省の基本的な考え方について、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知）においては、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」としているが、同通知はこの点のみを述べているものではないため、改めて同通知の基本的な考え方を周知する。

同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」と述べるとともに、「また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」としている。

加えて、学校教育の意義・役割として、「特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。」と記載している。

以上のように、同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、

- ・ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、
- ・ 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること、

等を示しつつ、その前提となる学校教育の意義・役割として、

- ・ 学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること、
- ・ 既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること、

等を示しているものである。

2. 学校教育の意義及び在り方について

以上を踏まえ、学校及びその設置者においては、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組んでいただきたい。

その際には、児童生徒の学校生活のうち多くの時間を占め、学校における教育活動の中心となる授業を魅力あるものにしていくことが重要であり、例えば以下のような取組を実施いただきたい。

- ・ 児童生徒一人一人の学習進度や興味・関心等に応じて、ICTを一層活用しながら、教材や学ぶ方法等を選択できるような環境を整え、きめ細かな学習指導を行うなど、児童生徒の特性に合った柔軟な学びの実現に向けた授業改善を行うこと
- ・ 入学直後や学級・ホームルーム替えの時期をはじめ、年間を通じて、日々の授業や特別活動、朝の会・帰りの会等の教育活動全体の中で、他の児童生徒や教職員との人間関係の形成に資する活動を十分な時間をかけて丁寧に行うこと

加えて、

- ・ 児童生徒の教職員への信頼感や学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気について、各種ツールも用いてその把握に努め、関係者が共通認識を持ってその改善に取り組むこと
- ・ いじめや校内暴力等の問題行動には、教育的配慮の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合は直ちに警察に相談・通報すること

学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関である。こうした学校教育を受ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、当該児童生徒が将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、引き続き、学校関係者には、不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力いただきたい。

3. 不登校の児童生徒や保護者への支援等について

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）（令和5年3月）」や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ（令和5年10月）」、様々な学びや相談の場を作り出していくことを示した「文部科学大臣メッセージ～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～（令和5年10月）」も踏まえ、一人一人に応じた多様な支援を行っていくことが重要である。学校及びその設置者は、教室に入れない児童生徒には校内教育支援センターを活用した学習の継続に、学校に登校できない児童生徒には教育支援センターを活用した学習支援等に取り組むとともに、児童生徒の状況により、フリースクールなどの民間施設やNPO等との連携が必要となった場合にあって、当該児童生徒の在籍校及びその設置者においては、関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うことが重要である。

あわせて、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者への相談支援の実施に加え、学校設置者等における相談窓口の設置や、保護者が必要とする情報を整理し提供することが求められること。また、学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用していただきたい。

こうした取組を支援する観点からも、引き続き、文部科学省としては、教師を取り巻く環境整備を進めるため、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に推進することとしている。

不登校対策COCOLOプラン関連事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

89億円
86億円)

※内数を除く



令和5年度補正予算額

51億円

- ・不登校児童生徒は10年連続増加（令和4年度の小・中・高等学校の不登校児童生徒数：約36万人）しており、憂慮すべき状況。
- ・90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が5.9万人存在。
- ・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表。
- ・令和5年10月、総理大臣から不登校等の緊急対策を経済対策にも盛り込むよう指示があり「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」をとりまとめ、COCOLOプランの取組を前倒しで実施。

不登校の児童生徒全ての
学びの場を確保し、
学びたいと思った時に学べる
環境を整えます。

学びの多様化学校（※）の設置促進 2億円（1億円） ※令和5年8月に名称変更

- ・学びの多様化学校の設置準備（補助上限約500万円）
- ・令和6年度に指定される学びの多様化学校の設置後の運営支援（補助上限約400万円）【新規】
- ・SC・SSWの配置充実（自治体の配置の工夫により、最大週40時間の配置も可能）
- ・不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置（義務教育費国庫負担金）（学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等）
- ・学びの多様化学校の教育活動の充実に関する調査研究
- ・廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合の支援メニューの創設（令和9年度まで）【新規】683億円の内数

校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置促進 29億円

- ・校内教育支援センター（SSR）の設置促進【新規】（★）
- ・学習指導員等の配置充実【拡充】121億円の内数（91億円の内数）

教育支援センターのオンライン体制・アウトリーチ機能の強化 5億円

- ・教育支援センターのICT環境の整備【新規】（★）
- ・教育支援センターの総合的拠点機能形成に係る調査研究【新規】（★）

多様な学びの場、居場所を確保等

- ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置
- ・不登校児童生徒支援協議会等の設置及び教職員研修会等の実施
- ・夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実
- ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 0.7億円の内数(0.8億円の内数)
- ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業【新規】1.2億円の内数
- ・不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進【新規】1億円(★)



1

心の小さなSOSを見逃さず、
「チーム学校」で支援します。

1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進 10億円

- ・1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進（全都道府県・指定都市等）【新規】（★）

「チーム学校」による早期支援を推進 84億円（82億円）+7億円

- ・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充
- ・SC・SSWによる緊急相談支援（★）

一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

- ・SC・SSWの配置（再掲）、保護者学習会等の実施を支援



2

学校の風土の「見える化」を通
して、学校を「みんなが安心して学
べる」場所にします。

学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）

- ・校内教育支援センターの設置促進（★）及び学習指導員等の配置充実（再掲）

快適で温かみのある学校としての環境整備

- ・公立小・中学校等の施設整備を行う自治体に対し、その一部を支援 683億円の内数（687億円の内数）（★）



3

（★）については令和5年度補正予算において措置

（担当：初等中等教育局児童生徒課）